

W・アダムス、H・M・グレイ

『アメリカにおける国家と独占』

W. Adams and H. M. Gray, Monopoly in America, Government as Promoter, 1955.

辻 和 夫

(一)

第二次大戦後の十年間にアメリカの経済は三度に及ぶ不況を体験したにも拘らず、極めて大きな発展を示した。これは、M・ノリスの云う様に、<sup>(1)</sup>様々な形で資本主義楽観論を生み出したが、それらは戦後経済の基本的支柱の一つである国家の介入の不可欠性を採り入れたものである点において、大恐慌前の永久繁栄論とは明らかに異っている。かかる、アメリカ版のケインズ理論は、戦後に限ってみても、大統領経済諮問委員

会議長のA・バーンズによる経済循環の「合理的統制」理論やS・スリクターの景気循環中斷理論から、「マンスリー・レビュー」誌に現われた、政府干渉による大不況回避可能論に至るまで、様々なものがある。が、更に此の中には、現在の政策を批判し、これとは異った政策的介入によって経済的安定を確保すべきことを主張する自由主義的経済学者の議論があり、労組の中にもかかる見解が根強く浸透している。ここに紹介するW・アダムズ・H・M・グレイの立場も、右の自由主義的経済学者のそれであるが、彼らは三十年代のい

わゆる進歩的自由主義派とは異り、現実の政府介入がむしろ独占の私益に役立つ道具となつてゐる事実を指摘し、その批判に努力を集中してゐる。著者達のとつてゐる立場は、アメリカの国民全体の生活を守る為というよりは、むしろ独占資本の支配下に呻吟してゐる中小資本の維持・擁護の立場である。いわば、ニューディール以後に著しく發展して来たアメリカの国家独占資本主義を、自由主義的立場から批判するものであつて、独占に対する制度学派的把握、ケース・メソッドによる実証的研究、独占に代わるべきものとしての「制度的競争」(institutional competition)の主張等、本書の特徴的内容をなすものも全て右の立場に基くものと考えられよう。

今日、アメリカにおいて独占を取扱う理論が、「独占的競争」理論<sup>(2)</sup>や「実行可能な競争」理論<sup>(3)</sup>、「相殺力」理論<sup>(4)</sup>により、又統計的に独占の減少を実証しようとする<sup>(5)</sup>ことにより、或は又、独占度の測定にかんする理論

をますます抽象化して無意味なものたらしめることにより、結局において独占の擁護論をなすものが多い中であつて、マルキシズムの立場からする反独占理論とは別個の、自由主義的伝統の上に立つところの反独占理論の一つを本書に見出すことが出来る。本書は、その序文にも断つてあるように、独占と国家の結びつきの実証的論証を主たる内容とし、理論的内容としては少からず不十分の感を免れ得ない為、紹介に備するところ大なりとは云えぬかも知れないが、此の種の反独占理論の存在を示す意味においても、実証的内容の資料の意味においても全く無意義ではなからうと考えられるので、以下簡単に紹介することにした。本書の構成を示せば次の通りである。

#### 序言

#### 第一章 「不可避性」の合理化

#### 第二章 回顧——中世における先例

#### 第三章 公益事業統制

第四章 租税政策および支出政策

第五章 国防物資調達

第六章 余剰財産処分

第七章 立法と原子エネルギー

第八章 結論

(1) M. ノリス「景気循環はコントロールできるか」

(Political Affairs, June 1955)

(2) E. H. Chamberlin, The Theory of Monopolistic Competition, 1933.

(3) E. S. Mason, Economic Concentration and Monopoly Problem. 1957.

(4) J. K. Galbraith, American Capitalism, 1952.

(5) G. J. Stigler, Five Lectures on Economic Problems, 1949.

なお右のごとくは Labor Research Association, Apologists for monopoly, 1955. 邦訳「独占資本の弁護論批判」参照。

## (二)

### 独占合理化論批判

まず、第一章と第二章とに互って、独占、経済力集中にたいする著者達の基本的な見解が提示されている。すなわち、近来、過去三百年の間、アングロサクソン社会で支配的であった、伝統的な反独占政策が後退し出し、特に一九四〇年後それは速度を早め、経済力の集中は必要かつ望ましいものと思われるようになり出した。

かくて、一方では反トラスト政策が曖昧で混乱したものととなり、競争は減退し、他方では経済組織の支配的形態として合法化された私的独占が発生する。集中は、連邦政府の行為・政策から発生、もしくは支えられている人為的、制度的な現象であり、連邦政府は、機能倒錯を続けて、集中と独占の主要な防波堤になっている。

独占は、厳密な意味では、経済的現象でなく、その影響は市場にのみ限定されるものではない。それは権力の体系であり権力は、不可分割的な、包括的な社会制度である。経済力は社会の容認なしには集中されるものでなく、集中は社会の黙認なしには維持されるものでない。だから経済力を包含させようとするものは、世論を、報道機関を、政府を統制しなければならぬ。茲に、無制約な独占力が、全社会を支配し、全自由を圧迫するという、究極的な危険が存在する。

独占は、政府を支配し、その反独占的干渉を無力ならしめる為、種々の要因や理論を利用して来た。例えば、元来競争的企業に帰せられるべき長所を、独占の大企業にまとわせ、全体主義への恐怖を利用して政府の干渉反対の空気を作り出した。又経済力は、最大の能率をあげる為には集中されるべきであり、小規模で分散した調整のない生産たる競争は、技術的に陳腐であり、現代技術が適用される経済の全部門では、大規

模組織が競争にとって代らねばならぬと云う。これは独占が技術の命ずるところにより決定された自然的な組織変革である、とする技術的決定論である。或いは又、独占への恐怖は非合理的な文化の残滓であつて、高度に集中化された現代の独占企業を客観的に見ると、独占濫用を防いで公益を守ろうとする強力な制限力が存在する。一つは自然的な市場力、すなわち産業間競争、寡占的競争者、潜在的代替物、技術革新、消費者の態度及び選好、相殺力集団、反トラスト告発の脅威等、市場において独占体が逢着する制限勢力であり、他の一つは *Biele* の云う「会社精神」だとか「新しい意味での社会的責任」とか云つた、会社経営者の態度と行動とを条件づける社会的圧力であると云われている。が、これら諸々の独占合理化理論は、全て見せかけだけの、不健全なものである。巨大政府が全体主義に連るといふ考えは、歴史の教訓を誤解しており、技術的決定論は、経済構造に決定的な力行使するものは、

技術の独占的統制なのであって、技術過程そのものの性格ではないということを識別し損っている。又、市場の諸力の制限作用は、否定し去り得ないにしても、それが単に望ましい結果を可能にするというだけでなしに、必然的、持続的にその結果を達成するというのでない限り、市場の原理を独占濫用の制約者と見做すことは出来ない。Galbraithの云う相殺力の如きも、せいぜいのところ競争の補完物に過ぎず、競争がなければ生き残り得るものではない。「会社精神」や「社会的責任」は、社会の制度的組織如何によるものであって、集中化された経済力の第一法則は、生き残ること——自らを維持することであり、これこそは、公益をも含めた他の全価値に優先するのである。

“Free enterprise”と云う言葉は、元々、マンチェスター自由主義者の場合の如く、競争の為の戦闘的信念を表わすものであるが、今日では、それが保守主義者によって、政府干渉に反対する為の戦闘的信念とし

て利用されている。が、その言葉の発生地である「国富論」の中で、A・スミスは、政府が国民経済に干渉することの全てに反対したのではなく、国家を守るよりも寧ろ人民を搾取する様な政府の行為に反対したのである。A・スミスが反対したのは、企業が政府をやつることであつた。しかるに、彼が独占を破壊する為に展開した“laissez faire”のスローガンは、今や、独占の防壁として悪用されているのである。

### 公益事業統制と独占

独占が政府を支配して自己の利益をはかる幾多の方法の中でも、公益事業統制もしくは公共的統制がある点では恐らく最悪のものであろう。運輸・通信・ガス・電力・水道等の諸産業部門では、競争が不十分しか作用せず、この産業部門を必要規模で組織し、運営する公的制度がなかった為、合法化された私的独占を認めざるを得なかつた。此の為、反独占の信念で育

って来た人々は、独占一般には反対、特殊な独占には賛成すると云う行動を合理化する必要に迫られ、その知的手段として「自然的独占」理論をとり上げたのである。そして、公共的統制により、限定された独占を黙認しつつ、独占を競争的に行動せしめて、公益に役立て得るものと考えた。しかし、現実の経験は、それが根本的に誤っていることを明らかにした。公共的統制は、競争の代替物を用意することが出来なかったのみならず、それは公益というよりも私益の召使となつた。かかる制度的変態(*institutional metamorphosis*)の例は極めて多いが、その著しく目立ったものを採り上げるならば、先ず、公共的領域の私的独占への引渡し、がある。一九二〇年の連邦水力法(*Federal Water Power Act*)および三五年法や一九三八年の全国ガス法(*National Gas Act*)の免許規定に従つて、電源地域やガス埋藏地を、何ら公的権利の留保もつけずに私的独占業者に引渡し、此の産業分野での独占を助長し

た。公共的統制を著しく麻痺させる、この公共的領域引渡しの、も一つの形態として特許がある。これについては、通信事業の例が際立っているが、更に、一九四五年法による原子力産業の場合は、後述の如く、特に劇的である。新しい、技術的にダイナミックな潜在的競争産業が、近視眼的で無分別な引渡し政策の為に、急速に独占化された顕著な例は、テレビジョン産業と航空業とである。例えば前者の場合、技術的に可能な八二チャンネルの中、高周波(*VHF*)が一二、残る七〇が超高周波(*UHF*)であるが、一九四八年九月までに、三六のVHF局が一九都市で放送していた。此の時から一九五二年七月まで、連邦通信委員会(*Federal Communication Commission*)は放送免許凍結令を布き、その間にCBSおよびNBCの二大放送網組織(*networks*)が支配的地位を固め、夫々が全テレビ放送業の四五%、および四〇%を支配した。一九五二年七月、UHF放送免許が開始されたが、技術的条

件から云って、UHFは明らかにVHFに劣り、同一市場での競争は不可避免的にUHF放送業者の譲歩もしくは死滅をもたらし、結局は、二大放送網組織およびごく少数の強力なVHF局の独占をつくり出した。かくて、テレビ放送業における独占の状態は、連邦通信委員会の性急で浅慮なチャンネル割当政策の、直接的結果であつて、さもなければ、たとえ技術上の制約があつたと云え、極めて著しい程度の競争が可能であつたのである。

同様の事情は航空業においても云われ得るのであつて、一九二五年来、政府の特恵政策により独占が築かれたのであるが、一九三八年の民間航空法 (the Civil Aeronautics Act) でそれは確固たるものとなり、四大会社 (American, Eastern, TWA, United) は、全収入の八二%を占めていた。此の事業部門に独立業者が入りこみ、旅客、貨物空輸に強力な競争を持ちこみ始めたのは第二次大戦以後のことであるが、それも幹

線以外の周辺空路に限定され、民間航空局 (the Civil Aeronautics Board) の反競争的統制政策に制約されているのである。

右の様に公共的統制が、私的独占の創出、保護、補強の制度に変形したのは、次の如き要因による。

一、公共的領域の引渡しと、特権の認可  
二、公共的統制が、私人の拒否権を受けがちな、その消極的性格

三、独占的公益事業資本は、その資本化過程において、証券という、期待された独占利得への請求権を生み出し、公共的用途を確保する為にはその代償としてこの所得期待を満足させねばならなかつた。

四、私的独占の投資制限による、生産能力の慢性的不足を軽減する為、採られる二様の補助政策——消費者からの強制的資本提供 (統制料金を通ずる) と特権的免税

五、公共的統制の政治的・構造的修正の失敗、これは

大部分、被統制者たる私的独占の、特殊な合理化用語——公益・公共の便宜と必要、公正報酬、公正価値、合理的料金率などと云った——による宣伝努力の為、大衆が眩惑されたことによる。

公益事业分野では、競争の原理がうまく適用出来る機会が多くあるにも拘らず、それは、公私合同行為により排除されて来た。例えば、貨物自動車輸送による競争を制限し、独占的鉄道運輸の保護を行おうとしたところの、運輸政策および組織にかんする大統領諮問委員会（the Presidential Advisory Committee on Transport Policy and Organization）の勧告は、その最高点を示すものの一つである。鉄道に対する貨物自動車輸送の強力な競争の歴史は、適切な政策の下では、競争の運輸が経済的にも技術的にも成長し得るし、有益な結果を生み出し得るものであることを示しているにも拘らず、現実には逆行したのである。

統制政策の廃棄は、それに代るべきものが古典的競

争であることを直ちに意味しない。技術・経済組織、社会的需要の性格は競争が必要でも、限定された競争を要求する。

かかる限定された市場競争は、私的・協同組合的、公的組織の間に最大限の「制度的競争」を創造し維持することによって達成され得る。それは独立の私的会社や協同組合や、連邦・州・地方自治体の所有する公的企業の如き、制度的多様性と、相異なる制度の自然的敵対において作用するところの競争的規律価値（disciplinary values）とを利用することを意味する。

かかる「制度的競争」は、非効率に対する強力な圧力であり、公益事业分野において私的独占が占める戦略的地位を奪取する傾向を有する。これによって、消費者は公共用益を巨大な私的独占に専ら依存することとを止め、多様な制度の競争が、その間の相対的経済的業績を、特に、巨大で多機能な私的独占の業績を測定する標準として役立ち得る。すなわち、広く云われる

「標尺原理」(yardstick principle)の適用が行われる。私的独占が「制度的競争」に反対し、「標尺制度」(yardstick institution)の発生を防ぐとして、必死の努力を行ったことは、TVAに対する電力トラストの長期の争闘に、極めてよく象徴化されている。

それは正に、「制度的競争」が独占統制政策として有効なものであることを証明するものである。が「制度的競争」は、社会が制度的多様性に好都合な条件を作り、維持せぬ限り、有効な経済的影響を生み出すことは出来ない。此の事業分野に新しい制度が容易に参加し得、かつそれが私的独占の侵害から守られて完全に独立している限り、右に述べた二つの力——市場競争と制度的競争——の組織的使用は、現在の公共的統制の制度よりも、一層よく私的独占の統制を行い得るであろう。

### 税金政策および支出政策

連邦政府が私的独占の発展に寄与している顕著な例は、税金政策と支出政策においても見られる。

一九二六年に国内収入法 (Internal Revenue Act) が石油、ガス業者に対する涸渇控除 (depletion allowance) を認め、自然的資源の涸渇を理由に、売上総額の二七・五%、純収入の五〇%を越えざる範囲内で法人税控除が与えられることになった。此の為、一九五三年には、石油生産の六四%、精油の八五%を占めるところの、主要会社三五社についてみると、(外国で支払われた税金分の国内税免除と合してであるが) 税負担を約四〇%、金額にして七億五〇〇〇万ドルだけ減少させたのである。此の種の利益は油井数の少い、且つ収入の限られた小企業では大した意味がなく、大企業では、秀れた科学技術を用いて新油井の探査、掘さく費を少くする一方、涸渇控除を永久的な補助金にすることが出来るのである。

一九五〇年九月には、国防生産設備に対して五年間

の加速度償却 (accelerated amortization) が認められ、  
両大戦時と同様、莫大な額 (総投資三〇〇億ドルの中、  
六〇%、二〇〇億ドル) が加速度償却に附せられた。

これは、法人税率が不変の場合でも納税延滞期間中、  
政府から無利子の信用を得ることを意味し、後に税率  
が引下げられる様な場合に会社の受ける利益は実には  
大なるものとなる。

かくて独占会社は朝鮮戦争中、公的に補助された二  
〇〇億ドルもの最新設備投資を行い、此の利益にあげ  
からぬ非独占企業に対する優越と支配を益々強化した  
のである。

他方、一九三四年に国税局 (the Bureau of Internal  
Revenue) は、それまで減価償却の人為的操作によっ  
てなされていた、年平均八五〇〇万ドルもの脱税を防  
止する為、統一的に直線法 (the straight-line depre-  
ciation rates) を適用する様に決めたが、その後二十  
年間、大企業グループは「投資を刺激する」為の減価

償却「自由化」を要求し続け、一九五四年法を成立せ  
しめた。かくて、未償却残高通減法 (the decliningba-  
lance method) か若しくは、級数通減法 (the sum-of-  
years-digits method) を適用することが許され、此の  
結果、未償却残高通減法によると、固定設備の耐用期  
間の第一四半期に、投資の四〇%近くが、更に前半期  
では2/3近くが償却されることになった。こうして  
推定によると企業の税負担は年当り一五・五億ドルだ  
け減少した。これは、5%で資本還元すると、三一〇  
億ドルに上る公共財産が私企業に与えられているに等  
しい。小企業では相対的に固定資本が少く、利潤マー  
ジンが少いから、全経済についてみると早期減価償却  
は、他の免税による補助金と同様、既に集中化された  
力の利益になる様に作用することは殆んど確実である。  
この他、私的独占は、広告、販売費、裏面工作費、  
P・R・活動費、技術研究費や此の研究によって得た  
特許権の確保、防衛費等を営業費として課税対象所得

から控除する。

今日では、会社利益の留保による内部金融が産業の集中を促進する“key factor”となっている。昔は会社設立人が「証券」という紙切れを印刷し売却して「費用のかからぬ資本」を確保したが、今日では取締役会の命令で、「他人の金を着服する」(appropriating other people's money)という、一層偽瞞的な技術を用いる。これが「会社蓄積」と呼ばれるものであって、税制はこれに奉仕している。

法人税制度は、理論的には経済における強力な均等力として機能し、競争を維持し、独占と闘い、経済力を分散させるかも知れないが、実際にはそれが経済力の集中を増大させているのである。そして、一九五四年二月、超過利潤税が廃止された時、平等を達成しようとする意識的努力の最後の証拠が消え去ったのである。

補助金に対する伝統的敵意の為に、今日では直接的

補助金は稀であり、間接的な隠蔽された補助金が広く用いられている。その最も普通のタイプは政府の購入する財貨用益に対する実際原価もしくは競争市場価値以上の支払である。例えば、運輸、軍用資材備蓄、農産物、貨幣準備用金銀の購入、軍用施設生産等における政府支出に際して私的独占は独占的価格機構を通じ（此の価格の中には、政府の行う様々の特権政策の為に生じた「人為的」費用も含まれている）、特惠的契約によって、納税者のドルの或部分をわがものにするのである。他のタイプは、全ての人々の利用に供せられることを表面上の理由とし乍ら、実際には、少数の戦略的地位にある会社によってのみ用いられるところの「自由な」、すなわち部分的にしか報酬を受けない様な用益を供給することである。

例えば、道路・水路・港湾・空路・空港・低価格郵便・灌漑事業・公共的電力・科学的研究等。更に、もっと間接的な形の補助金は、私的債務、私的投資、私

的資本報酬、私的契約の政府保証である。これらは、相応の報酬減少を伴わざる私的資本主義的危険の社会化であり、政府は、何ら代償もなしに莫大な偶発的債務を背負い込んでいる。

一九四〇年来のアメリカの経験は、競争的市場の外側でなされた巨大な政府支出や補助金の広汎な使用が、経済構造の上に重大な影響を与えて来ていることを客観的に示しているのである。

### 国防物資調達と戦時余剰財産処分

一九四〇年六月から一九四四年九月までの間に一七五〇億ドルの軍需契約が一八、五三九会社との間で結ばれたが、此の中最大一〇〇会社は2・3の一七〇億ドルを、又最大一〇〇会社は総額の三〇%を受けとった。此の集中比率は朝鮮戦争時更に大きくなり、上院小企業委員会の調査によると、最大五〇会社は総額の2・3、最大一〇〇会社は四〇%を獲得した。

この集中の原因は、国防物資発注に際し、産業的巨人の設備と技術的知識とを利用せざるを得なかったことにもあるが、より決定的なことは、大企業がワシントンに彼らの代理人を置き、国防動員期に拡大された動員機関に、臨時職員（WOC）として彼等の関係者を送りこむことが出来たからである。一九五一年には、国防石油管理局（Petroleum Administration for Defense）の一二部会の中、一〇部会の議長がWOCであり、全国生産局（National Production Authority）に雇われているWOCの中、14以上が最大一〇〇会社の傭人であった。

こうして国防契約が巨大会社に集中されたが、その「不可避性」の実体について最も示唆的なのは、ゼネラルモーターズに対する、M—四八型戦車発注である。一九五三年九月、これまでG・M他三社で生産されていたものを、G・Mの入札価格が最も安いとの理由で、契約をG・Mにのみ与えることになったのであるが、

入札競争者の一たるクライスラーと比較した場合、後者の高価格は設計上G・Mから購入せねばならぬ材料費が高い為であつて、G・Mは明らかにロビンソン・パットマン法に違反した差別価格に基いて材料を売りつけていたのである。他の諸費用および利潤については明らかにG・Mの方が高かつたにも拘らず、契約はG・Mに集中された。

戦時余剰財産処分を競争促進に役立てるべく余剰財産法 (the Surplus Property Act, 1944) 戦時動員改造法 (the War Mobilization and Recovery Act) が制定されたにも拘らず、国有財産処分は私的独占の集中に役立てられた。

例えば、政府所有の単一鉄鋼工場として最大の General Electric 工場は、一九四六年六月U・S・スチールに売却され、同社はこれに依つて、広大な需要をもつ太平洋岸および山岳諸州の市場支配を、一七・三%から一挙に三九%へ増大させたのである。これに比べるとア

ルミニウム産業の場合はまだしも成功した方であつた。一億七〇〇〇万ドルの六工場が約五七〇〇万ドルでインルズに、一億二〇〇〇万ドルの六工場が四三五〇万ドルでカイザーに売られた結果、五〇年間に互つて絶対支配権を振つて来たアルコアの完全独占力が著しく弱められることになった。人造ゴムの場合、政府工場の売却で、天然ゴム時代よりは競争的になつたとは云え、重合体<sup>ポリサイル</sup>生産能力の六〇・六%が四大ゴム会社 (Goodrich, Goodyear, Firestone, U. S. Rubber) 及びその子会社に売却され、ブタヂェン工場の六三・八%が重合体工場購入会社のものとなることに依つて、此の新産業における水平、垂直的結合が確立されることになった。

### 原子力産業における独占の成立

原子力エネルギーにかんする知識の利用は、一九四六年のマクマホン法によつて政府の独占するところ

あったが、一九五四年に同法の改正が行われ、原子力法 (Atomic Energy Act) が成立した。これにより原子力に関する技術的知識を私企業が利用し、此の分野で通常の特許権を行使し得る様になった。これは、一〇億ドルの政府資金を以て開発された知識が、この事業にそれ迄参画した大企業——原子力工場を運営していたデュ・ポン、ユニオンカーバイド、G・E等および、研究チームを構成していた最大の公益事業会社と幾つかの産業会社——の優先的利用に委ねられ、結局、彼らの独占的支配を強化することになった。

しかも政府は、原子力発電の結合生産物たるプルトニウム灰を「公正価格」という曖昧な価格で購入する。それは原料として政府が、私的業者に売却する核分裂物質の価格以上かも知れず、彼らの営業費まで支払って補助を与えるかも知れないのである。

此の分野での競争の促進は命令的というよりも自由裁量的で、独占行為は事後的基礎の上で考慮される為、

競争の見通しは全く暗い。独占の統制というものは、電気事業の統制の歴史が教える様に、独占の保護である。統制は被統制者が政府を支配することを別としても、それが依るべき客観的費用基準がなく、静的なものたる故に効力がない。スミス・アダムズ事件判例にならった、「公正価値に対する公正報酬」という統制基準は、料金決定過程の終局的産物たるべき公正価値をその出発点とする故に無内容なものとなり、独占の利益を守るものとなっている。

他方、原子力産業では技術的理由から巨額の投資を必要とすることは、新規参加を困難ならしめる。統制の無効果と、新規参加の自然的障碍の故に、ここでは連邦・州・地方自治体・協同組合による電力生産とその配給を行うことが要求される。然る上で、此れら公的制度は、私的電力事業の独占行動に対し、強力な「標尺」として制約機能を果すであらう。

## 結 論

アメリカ人をして「希望のない社会的異種交配の産物」であると云う、E・Lマッキトリックの言葉は、或意味では、競争と独占とに対して、確然たる態度と見解を持っていない現代アメリカの正確な描写であろう。

アメリカには、如何なる経済組織を欲し、如何にそれを得るべきかについての、一貫した哲学がない。政府の対独占政策は混乱し、矛盾し、ますます独占を助長するものとなって来ている。石油独占に対する政策は、その特徴的な例であろう。国内的には、資源保全を唱えながら、他方ではその有効な手段たる外国石油輸入を制限し、保全とは全く関係のない様な推定的「市場需要」に基づく生産割当統制を行い、独占価格安定をはかっている。他方、アクナカリー協定(Achna-carry Agreement, 1934) などによる国際的カルテル

行為にたいし、検事総長ブラウネルは、一九五三年四月、独占五社(Standard Oil [N. J.], Socony-Vacuum, Standard [Calif.], Texas, Gulf)を、反トラスト法違反で告発しておき乍ら、一年も経ぬ中に、彼らが外国独占体と共に設立した、イラン石油借款団は、同法違反にならぬと決定した。この借款団は明らかに安価なイラン石油の急速な市場復帰を制して、石油価格低落の危険を防ぐことであつたにも拘らず。

こうした事は全て新しい思想と行動の一部であり、競争原理からの偶然的背離では決してない。現在の様な型の経済力集中において政府の果す役割は益々大きくなり、集聚力に対する大衆の敵意は、寛容な態度と無批判な認容に取って代わられた。此の公共的感情と一般的思想の変化こそ最も重要なものであつた。変化をもたらしたものは、先ず第一に過去二十年に互る政府の巨大化である。巨大政府の中で社会的良心は分散し、長期的包括的政策は失われ、一時的便宜的政策は

独占的利害間の個別戦闘の場となり、茲には公益の決定的敗北となる戦闘もないうままに、漸次的麻痺が進行したのである。第二の要因は大不況とそれが経済思想に与えた変化である。「完全雇傭」は第一義となり、此の道を探す為に社会が奇妙な権力構造の変化を遂げているのが見逃され、Big Business が完全雇傭達成の障碍であるというのでなく、Big Government が此の重要な公的目的達成に不可欠のものだと感じられ出したことである。第三の要因は、第二次大戦と戦後の繁栄である。経済安定化計画という長期的構造的効果よりも、当面の戦勝目的の為、大企業に依存するという戦時政策は、戦後直ちに改められ得たにも拘らず、戦後の繁栄は「アメリカが今日必要とするものは革命ではなくして回復であり、外科手術ではなくて安静である」(W. G. Harding)という気分をつくり出したのである。

独占の害悪は排除することが出来る。人間的諸制度

はタブーではなく、人間の作ったものであり、自然的なものではなくて慣習的なものである。人間こそがこれに対して責任のあることを理解せねばならない。しかし望ましき競争も、人間の統制から独立して存在する「自然」現象ではない。むしろそれは共同体が一般の善の為に確立し維持する社会的制度である。他の諸制度と同様に、それは只公共の適切なる支持と保護が与えられる場合にのみ効果的に機能し得る。未来は、古い形の苛酷なき個人主義(truthless individualism)と、新しい各種の集団主義(groupism)との中間的コースを採らねばならない。経済の調整は、州や私的独占の「見える手」に依るよりも、非人間的な市場のメカニズムに依る方が決定的に秀れている。競争は、もし適切に管理されるならば、生産性と自由とを最大ならしめるであろう。かくて経済的自由が生き残り得る為に根本的に必要なことは、人々の公開社会への信念を新たにすべきことである。

(三)

全ての Case-method 的研究がそうである様に、極めて実証的具体性を持ち乍ら、体系的科学的理解の深さに欠けていることが、本書の根本的欠陥である。独占化は資本制的蓄積法則に基く不可避的過程であり、国家の独占資本への従属も亦法則的であるにも拘らず、独占を必然性のない人間の「制度」の一つと見做すことから出発し、国家による独占の補助育成の一面を切り離して強調している。かくて本書の独占批判が技術的側面や流通的側面に限定され、生産関係の深部に至らない為反射的に反独占の方策としての「部分的社会化」の問題を、単に能率をめぐる「制度的競争」の観点から採り上げ、真の「自由」と「経済安定化」に於て最も根本的な「計画化」の視点からする接近がなく、寧ろ逆行し、且つ国家の反独占の制度化の道を、単に人間の思想的信念に求めるに止っている。

これらの欠陥は著者達の中小資本家的立場の然らしめる処であろうが、しかしその主張が徹底した独占反論である一方、ハイエク流の旧弊固陋な競争主張でもなく、部分的に社会化の必要を認めると云う柔軟性を有する点は軽視すべきでなからう。大恐慌後に現われたニューディール派経済学者が、「政府の機能に關する概念の素朴さ」の故に、資本制的経済の永続的不均衡の「根本原因を悟らないとしても、何等欠陥がないと主張し続ける保守的経済学者より遙かに進歩している」とすれば、W・アダムス、H・M・グレイは政府の役割と機能が独占的「自由企業」の下僕たることを知ることにおいては、これら自由主義的進歩派経済学者より進んでいる。がしかし何よりも中心的な国家の性格——これこそがその政策のみならず、「制度的競争」の実質をも規定する基本的要因である——を反独占化せしめる現実的条件を、人間の思想という主観的なもののみ求めていることが、彼らの主張をし

て単なる期待に終らしめている最大の原因である。

右の如く、本書に述べられている説論には多くの欠陥を含んでいるが、アメリカにおける当面の歴史的課題が、中小資本家をも含めた広汎な人民諸勢力による「反独占連合」の樹立という「政治的再編成」にある段階においては、本書に示されている様な見解に対し、少くとも形式的、一面的な評価を与えることは避けられるべきであろうと思われる。

(1) 因みに、制度的競争に類する概念は早くにはB、シヨウが触れており、近くはC、A、R、クロスマン<sup>下</sup>に於て見られる。(C. A. R. Cressland, *The Future of Socialism*, 1957. pp. 470-497)